

これからの清瀬の図書館を創造する会 設置要綱

(設置)

第1条 清瀬市における図書館の今後のあり方について、市民の意見を聞くため、「これからの清瀬の図書館を創造する会」（以下「創造する会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 創造する会は、8人以内をもって組織する。

2 委員は、学識経験者、関係団体代表者及び公募した市民のうちから選任する。

第3条 委員の任期は選任された日から会長が定める期日までとする。

(会長及び副会長)

第4条 創造する会に会長及び副会長を置く。

2 会長は委員の互選とし、副会長は会長が指名する。

3 会長は、創造する会を代表し、会務を総理する。

4 会長に事故があるときは、副会長がその職務を代理する。

(会議)

第5条 創造する会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 創造する会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 創造する会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(会議の公開)

第6条 創造する会は、原則として審議会等の会議公開に関する指針に基づき公開する。

2 個人及び事業者等に関する情報については、委員の意見により部分的に非公開とすることができる。

3 創造する会を部分的に非公開とするときは、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第7条 創造する会の庶務は、教育部図書館において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、創造する会に必要な事項は会長が創造する会に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和5年6月1日から施行する。